

令和 7 年 度

県単道路維持修繕委託(平戸道路除草)

特 記 仕 様 書

主要地方道 船橋印西線

八千代市 平戸 外

千葉県 千葉土木事務所

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本仕様書は、千葉県千葉土木事務所が発注する県単道路維持修繕委託（平戸道路除草）に適用する。

第2条 目 的

本業務の目的は、道路管理上支障を来たさないようにし、また、道路における良好な環境を確保するために道路区域の除草を行うものである。

本業務の受注者は、この目的を達成するために下記の項目を遵守して作業実施しなければならない。

第3条 業務内容

道路除草 面積 $A = 32,800 \text{ m}^2 (16,397 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 回刈})$

第4条 業務期間等

業務期間は、令和7年11月30日限りとする。

除草時期は夏秋の2回とし、詳細は監督員と協議して決定するものとする。

第5条 業務範囲

業務範囲は別添図面のとおりとするが、業務範囲が不明確な箇所は監督職員の指示により、業務範囲を確定した後に業務を実施しなければならない。

第6条 施工管理（成果品）

- 1) 業務報告書を作成し提出すること。提出部数は1部とする。
- 2) 業務報告書には、出来形と写真を添付すること。
- 3) 出来形管理は、次のように整理する。
 - ・ 除草範囲の延長及び幅を測定し、面積(出来形)を算出し表にまとめること。
- 4) 写真管理（2回とも）は、次のように整理する。
 - ・ 業務着手前・完了後の写真（同じ角度から）
 - ・ 施工状況(作業中)の写真
 - ・ 写真には日付を入れること。
- 5) 写真の大きさはサービスサイズとし、用紙はA4判とする。

第7条 安全管理

- 1) 作業中の不慮の事故に備え、事前に業務を行う者は保険に加入すること。
- 2) 関係市町村の八千代警察署に道路使用許可申請書を提出し、事前に道路使用の許可を得ること。
- 3) 車道側（路肩）からの作業は、危険なため行わないこと。また、作業中の現場付近に、自動車や歩行者が通行する場合、十分に注意し作業を行うこと。
- 4) 道路通行者、近隣等に対する飛石防止措置を行うこと。

第8条 その他

この特記仕様書に明示されていない項目が発生した場合は、協議により決定するものとする。